

平成 21 年 成人式 は 1 月 11 日(日) 14:00 ～の開催です

◎対象 昭和 63 年 4 月 2 日～平成元年 4 月 1 日生まれの人

◎ところ 文化会館

◎内容 記念式典, 記念行事

※当日は会場周辺の渋滞が予想されますので, お早めにお越しください。

◎問い合わせ先 社会教育課 (☎ 82-1203)

「成人おめでとうセール」の 協力店を募集しています◆◆

市では, 成人の日を迎えるにあたり, 新成人をお祝いする事業「成人おめでとうセール」を実施します。つきましては, 「成人おめでとうカード」を持参した新成人とその家族にサービスを提供できる事業者を募集しています。

○実施期間 1 月 1 日(祝)～18 日(日)

○申込方法 申込先に備え付けの申込用紙に記入して提出してください。(郵便, FAX でも受け付けます。)

※申込用紙は, 市ホームページからもダウンロードできます。

○募集期限 12 月 19 日(金)

○問い合わせ・申込先

商工労働課 (☎ 82-1150 FAX83-2604)

小野田商工会議所 (☎ 84-4111 FAX84-4180)

山陽商工会議所 (☎ 73-2525 FAX73-2526)



償却資産（固定資産税）の 申告について

◎問い合わせ・申告先 税務課固定資産税係 (☎ 82-1127)

固定資産税は, 償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。毎年 1 月 1 日(賦課期日)現在で, 市内に償却資産を所有している法人, 個人事業者のみなさんは, 税務課固定資産税係まで申告の必要があります。

なお, 平成 21 年度の申告書の提出期限は, 2 月 2 日(月)です。

耐用年数が改正されました

平成 20 年度の税制改正で, 「償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され, 機械および装置を中心に, 資産区分が 390 区分から 55 区分に見直され, 耐用年数が変更されました。これにより, 以前から持っている資産であっても種類によっては耐用年数が変更になります。

平成 21 年度分の償却資産の申告から, 改正後の耐用年数を用いることになります。

申告にあたっての注意点

- 決算期に関わりなく既存部分を含めて, 平成 21 年度から改正後の耐用年数が適用されます。
- 平成 21 年度の評価額は, 平成 20 年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じての計算になり, 取得時期にさかのぼって再計算するものではありません。
- 毎年の資産の増減分のみ申告されている場合, 過去に申告いただいた資産について耐用年数が改正されたものがあれば, 改正後の耐用年数を申告する必要があります。
- 申告の際に計算ソフトをご利用の場合, 計算方法が前年度の評価額を基礎に計算するものとなっているか確認する必要があります。

※耐用年数の取扱いについてご不明な点がございましたら, お気軽にお問い合わせください。

